

工事契約約款

坂井建設株式会社

(総則)

第一条 坂井建設株式会社(以下元請負人といふ)と、下請負人(以下下請負人といふ)は、元請負人が注文する工事(以下工事といふ)について、注文書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請契約(以下契約といふ)に基づき、図面、仕様書、その他図書(以下これらを設計図書といふ)に従いおののの対等の立場に立つて互いに協力し、信義を守り、誠実に履行する。下請負人は施工技術確保に努め、信頼ある品質を確保する。

(工事の契約)

第二条 元請負人は下請負人に対して工事注文書の発行と、下請負人は元請負人に對して工事注文請書の提出により契約が成立する。

2. 下請負人は、設計図書に基づく工事施工計画書を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

3. 工事注文書の特記事項は、本約款に優先する。

4. 元請負人は、必要があるとき見積書の提出を求めることができる

(法令等遵守の義務)

第三条 元請負人及び下請負人は、工事の施工にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を順守する。

2. 元請負人は下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に對し必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う、また、下請負人の下請負人も含むものとする。

3. 労働災害補償保険の加入は、元請負人が行う。

(安全衛生の確保等)

第四条 下請負人は、施工にあたり事業主として工事從事者の災害防止に万全を期する。

2. 下請負人は、災害防止のため元請負人の安全衛生管理の方針並びに、安全衛生計画を順守するとともに、自ら作業基盤を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3. 下請負人は、その被用者又は下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として、保証引受けの責を負う。

(関連工事との調整)

第五条 元請負人は元請工事を円滑に完成するため、工事と施工上関連のある工事(以下関連工事といふ)との調整を図り、下請負人はその指示に従う。

2. 下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡、調整を図り元請工事の円滑な完成に協力する。

(契約保証)

第六条 元請負人は下請負人に対して、この契約に基づく債務の履行を確保するため、必要な担保(保証人を含む)の提供を求めることができる。

(書面主義)

第七条 この約款の各条項に基づく承認、通知、指示、請求などは、原則として書面により行う。

(意見の聴取)

第八条 元請負人は、施工に必要な工程の細目、作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請負人の意見を開くものとする。

(権利義務の譲渡)

第九条 下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、第三者にこの契約によって生ずる権利を譲渡し、義務を継承させてはならない。

2. 下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、第三者に売却若しくは貸与したり、又は質権、抵当権、その他の担保の目的に供したり転用してはならない。

(一括委任又は、一括下請の禁止)

第十条 下請負人は、一括して工事の全部または、大部分を第三者に委任し又は、請負わせてはならない。ただし、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(関連事項の通知)

第十一條 下請負人は、元請負人に対して工事に關し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後速やかに書面をもって通知する。

(1)建設業の許可番号

(2)現場代理人をおく時は、その氏名及び主任技術者の氏名

(3)雇用管理責任者の氏名

(4)安全管理者の指名

(5)その他法律でおこすことを義務付けられた有資格者

(6)工事現場において使用する1日当たりの平均作業員数

(7)工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

(8)その他元請負人が、工事の適正な施工を確保する為必要と認めて支持する事項

(9)下請負人が、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方である場合、労災保険の加入日

2. 下請負人は、元請負人に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第十二條 下請負人が工事の全部又は、一部を第三者に委任し、又は請負わせた場合、下請負人は元請負人に対してその契約(その契約にかかる工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む)に關し、次の各号に掲げる事項を遅延なく書面をもって通知する。

(1)受任者又は、請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事する営業所の所在地)

(2)(7)は第11条の(1)～(6)を適用する。

（7）

(5)その他元請負人が、工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2. 下請負人は、元請負人に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもって、その旨を通知する。

(工事責任者)

第十三條 元請負人は、工事責任者を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。

2. 工事責任者は、この約款に定めるもののほか、設計図書に基づき、下請負人は、下請負人の現場代理人に対し、指示、承認、検査、立合、その他工事現場を監督する。

(現場代理人及び主任技術者)

第十四條 現場代理人は、下請負人に変わつて現場に常駐して、工事の施工に関する一切の事項を処理し、その他現場の取締りを行う。

2. 主任技術者は、工事施工の技術上の管理をつかさどる。

3. 現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に対する措置請求)

第十五條 元請負人は、現場代理人、主任技術者その他下請負人が、工事を施工するために使用している下請負人、作業員等で工事の施工又は管理につき著しく不当と認められるものがあるときは、下請負人に對してその理由を明示した書面をもつて必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2. 下請負人は、工事責任者がその職務に執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に對してその理由を明示した書面をもつて必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3. 元請負人は、下請負人は、前2項の規定による請求があつたときは、その係る事項について決定し、その結果を相手に通知する。

(工事材料の検査)

第十六條 下請負人は、使用前に工事責任者の検査を受け、合格したものを使用する。

2. 下請負人は、現場内に搬入した工事材料を、工事責任者の承諾を受けないで、工事現場から外に搬出してもはならない。

3. 下請負人は、前項の規定に關わらず、検査の結果不合格と決定された材料については、遅延なく工事現場外に搬出する。

4. 第1項から第3項の規定は建設機械器具についても準用する。

(立合)

第十七條 下請負人は、水中又は、地下水その他の工事その他の施工後、外から明視することができない工事については、工事責任者の立合を受けて施工する。

2. 下請負人は、工事責任者の承認のもとに立合に変えて工事写真等の記録を整備し、前項の工事をすることができる。

3. 下請負人は、工事材料の内、調合を要するものについては、工事責任者の立合を得て調合したものでなければこれを使用してはならない。

(支給材料および貸与品)

第十八條 元請負人の支給材料又は、貸与品はあらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

2. 支給材料又は、貸与品の譲渡時期は工程表によるものとし、その受け渡し場所は原則として工事現場とする。

3. 下請負人は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管しなければならない。

4. 下請負人は、支給材料(有償支給材料を除く)が不要となつたときは、又は貸与品が使用済みとなつたときは、速やかにこれを元請負人に返却する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第十九條 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、工事責任者がその改造を請求したときはこれに従う。ただし、その不適合が工事責任者の指示による等元請負人の責に帰すべき理由による時は、改造に要する費用は元請負人が負担するものとし、必要があると認められる場合は元請負人、下請負人で協議して工期を変更する。

(条件変更等)

第二十条 下請負人は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を工事責任者に通知し、その確認を求める。

(1)設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと

(2)設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと)及び設計図書に誤認又は脱落があることを含む

(3)工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

(4)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2. 工事責任者は、前項の確認を求められたとき又は、自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。

(工事の変更、中止等)

第二十一条 元請負人は必要があると認めるときは、書面をもって下請人に通知し工事内容を変更し又は工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。

この場合において必要があると認められるときは、元請負人下請負人協議して工期又は請求代金を変更する。

(元請負人の請求による工期の変更等)

第二十二条 元請負人は特別な理由により、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人下請負人協議して決める。

2. この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは元請負人下請負人協議の上、通常必要と認められる範囲で工期を変更する。

3. 前2項の場合において必要があると認められるときは、元請負人下請負人協議して請求代金を変更する。

(臨機の措置)

第二十三条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人協議して臨機の措置をとる。

2. 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用の内下請負人は元請負人協議して負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人下請負人協議して定める。

(一般的損害)

第二十四条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他の工事の施工に伴いして臨機の措置をとった場合において、その損害にあたる元請負人に対して書面をもって工期変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人下請負人協議して決める。

2. この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは元請負人下請負人協議の上、通常必要と認められる範囲で工期を変更する。

3. 前2項の場合において必要があると認められるときは、元請負人下請負人協議して定める。

(元請負人の請求による工期の変更等)

第二十五条 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

2. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び、工事の施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りではない。

3. 前項の場合においては、その損害を負担する。ただし、その損害の内元請負人の責に帰すべき理由により生じたもの及び、工事の施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りではない。

4. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

5. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

6. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

7. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

8. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

9. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

10. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

11. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

12. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

13. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

14. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

15. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

16. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

17. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

18. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

19. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

20. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

21. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

22. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

23. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

24. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

25. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

26. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

27. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

28. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

29. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

30. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

31. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

32. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

33. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

34. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

35. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

36. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

37. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

38. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

39. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

40. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

41. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

42. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

43. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

44. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

45. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

46. 下請負人は、工事の施工に伴い工事関係者及び他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。